



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

第2回

港湾技術開発制度における

技術開発業務（新規）

応募要領

公募期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月26日（金）17：00

令和5年12月

国土交通省

港湾局 港湾経済課 港湾物流戦略室

目次

1. 港湾技術開発制度について.....	- 1 -
1. 1 制度の趣旨	- 1 -
1. 2 制度の概要	- 1 -
2. 業務の概要	- 1 -
2. 1 業務内容	- 1 -
2. 2 公募期間	- 2 -
3. 参加資格要件.....	- 2 -
3. 1 機関の資格	- 2 -
3. 2 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者の資格.....	- 2 -
4. 提案書類.....	- 3 -
4. 1. 提案書類の提出.....	- 3 -
4. 1. 1 提案書.....	- 3 -
4. 1. 2 添付書類.....	- 4 -
4. 1. 3 提出形態.....	- 4 -
4. 1. 4 提案書類の提出期限及び提出先	- 4 -
4. 2 提案書類の受理.....	- 4 -
4. 3 技術開発費の範囲	- 4 -
4. 4 その他の注意事項	- 6 -
5. 公募開始から契約までの流れ.....	- 7 -
5. 1 契約までの全体スケジュール	- 7 -
5. 2 技術開発課題の選定.....	- 7 -
5. 2. 1 審査方法.....	- 7 -
5. 2. 2 審査基準.....	- 7 -
5. 2. 3 不合理な重複・過度の集中の排除.....	- 8 -
5. 3 委託契約について	- 8 -
5. 4 個人情報等の取扱い等.....	- 8 -
6. 契約後の責務等.....	- 9 -
6. 1 受託者としての責務.....	- 9 -
6. 2 技術開発費の不正使用・不正受給ならびに技術開発上の不正について.....	- 9 -
6. 2. 1 不正使用及び不正受給への対応	- 9 -
6. 2. 2 技術開発上の不正行為への対応	- 10 -
6. 3 技術開発成果の取扱い.....	- 11 -
7. 法令等に基づく手続きについて.....	- 11 -

1. 港湾技術開発制度について

1. 1 制度の趣旨

港湾技術開発制度は、港湾分野における政策課題の解決を目的に、港湾事業者のニーズはあるが民間主導では開発が進まない技術や、社会的要請が高く港湾業界に広く展開することが望まれる技術であり、国が主体的に関与すべきものについての技術開発を進めるものです。

1. 2 制度の概要

技術開発実施期間：原則3年以内

費用負担限度額：1課題あたり各年度の技術開発費の額は、直接経費、間接経費合わせて上限1億5,000万円（消費税込み）とします。

※技術開発費は可能な限り精査した金額を計上して下さい。過大な積算を行っている場合は、審査上マイナスとなることがあります。

※技術開発課題の採択の際は、審査結果を踏まえ、本技術開発の計画の見直し、技術開発費の減額等の条件が付される場合があります。

※次年度以降の費用負担限度額については、予算の状況等を踏まえ見直される場合があります。そのため、今回の採択が、次年度以降の金額を保証するものではありません。

契約形態：単年度毎の委託契約

※複数年度に渡る技術開発課題においても、毎年度、評価を実施し、その結果によって継続の可否を判断するため、単年度契約とします。

2. 業務の概要

2. 1 業務内容

下記の技術開発テーマに対応する具体的な技術開発課題を公募します。1～2件程度の技術開発課題の採択を想定しておりますが、採択となる技術研究開発の予算規模等により、採択数は増減します。

技術開発テーマ

- ・ターミナルオペレーションの高度化に関する技術開発
- ・荷役機械の高度化に関する技術開発
- ・ターミナル内のコンテナ輸送の高度化に関する技術開発
- ・港湾労働者の安全性や作業効率向上に関する技術開発

○技術開発テーマの狙い

コンテナ船の大型化によるコンテナ積み下ろし個数の増大に対応するため、世界のコンテナターミナルにおいては、自動化やICT技術により、高効率なコンテナターミナルの構築が加速的に進展しています。また、我が国では少子高齢化による生産年齢人口の減少により、港湾労働者の確保が課題となっています。

これら課題の解決には、AI や ICT 技術等を活用した新たな港湾技術の導入に向けて、コンテナターミナル全体のオペレーションの改善や、荷役機械の高度化、港湾労働者の安全性の向上等を目的とした、港湾における技術開発を推進していく必要があります。

このような背景を踏まえ、我が国のコンテナターミナルの生産性向上や労働環境改善に資する技術開発を実施することで、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大し、我が国経済・産業の国際競争力の強化を目指します。

2. 2 公募期間

令和5年12月25日（月）～令和6年1月26日（金） 17:00

3. 参加資格要件

3. 1 機関の資格

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とします。また本業務については、複数の技術開発機関による共同提案も可能です。その際には、共同して提案を行う複数の技術開発機関の中から代表して本公募手続きに係る連絡調整等を国との間で行うもの（以下、「代表機関」という。）を選定してください。なお、提案を行う全ての技術開発機関が、以下の全ての要件に適合している必要があります。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（関東・甲信越）」の競争参加資格を有する者であること。または、令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（関東・甲信越）」の申請を行っており、採択後の委託契約手続き開始までに当該資格を取得できる者であること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 本技術開発遂行に責任を持つ「技術開発機関代表者」及び「技術開発機関分担者」を決めて下さい。なお、技術開発機関分担者とは、主体的に技術開発課題を実施するその他の技術開発者を意味し、本技術開発の遂行に関して技術開発機関代表者と協力しつつ責任を分担して技術開発課題を実施する者です。技術開発機関分担者の所属する機関が代表機関と異なる場合には、別紙の共同技術開発体協定書の写しを採択決定後速やかに提出してください。

※ 競争参加資格を有しない者は本事業を実施できませんので、委託契約手続き開始までに当該資格を取得してください。当該資格の取得には時間を要しますので、資格を有していない場合は速やかに申請を行ってください。競争参加資格について、詳しくは以下を御覧ください。

(<https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)

3. 2 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者の資格

技術開発機関代表者は、提案した技術開発課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者としてします。また、技術開発課題が採択された後は、技術開発機関代表者は、技術開発の円滑な推進と技術開発目標の達成のため、技術開発機関分担者の代表として技術開発推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各技術開発分担者の分担を含む本技術開発の計画の策定及び見直しに係る調整等、進捗管理を行うこととなります。技術開発機関代表者の変更は原則できません。

また、技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下の要件に該当することが必要です。

- (1) 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下のいずれかに該当すること。
- ①日本に登記されている民間企業等に所属する技術者等。
 - ②研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者等。
 - ③学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同付属試験研究機関やその他公的研究開発機関に所属する研究者等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
- ※上記に該当する技術者等2人以上が同一の技術開発を共同で行う場合は、本代表機関が申請者となります。
- (2) 技術開発の成果を技術開発テーマの目的に沿って広く普及させる意志と能力を有すること。
- (3) 提案する技術開発内容を適切に実施する能力を有すること。
- (4) 日本語による面接審査に対応できる程度の語学力を有すること。
- ※(1)①日本に登記されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。
- 一 民法、商法その他法律により設立された法人であること。
(定款及び財務諸表を添付すること)
 - 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
 - 三 技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

4. 提案書類

4. 1. 提案書類の提出

4. 1. 1 提案書

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。様式毎に提出枚数が指定されている場合には、指定した枚数を超えることや所定の枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。提案書は表1のとおりです。

なお、複数の技術開発機関による共同提案を行うときは、様式港湾-15の写しを採択決定後速やかに提出して下さい。

表1 港湾技術分野 提案書

公募区分	様式	応募様式
港湾技術分野／新規課題	様式港湾-1	技術開発課題提案書
	様式港湾-2	技術開発課題の内容
	様式港湾-3	技術開発課題の概要
	様式港湾-4	技術開発実施フローチャート
	様式港湾-5	ロードマップ
	様式港湾-6	技術開発年度計画・経費の見込み
	様式港湾-7	技術開発課題の経費内訳
	様式港湾-8	欠番
	様式港湾-9	技術開発実施体制
	様式港湾-10	技術開発組織（技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者）
	様式港湾-11	技術開発業績
	様式港湾-12	技術開発費の応募・受入等の状況・エフォート
	様式港湾-13	これまでに受けた技術開発費とその成果等

表 2 複数の技術開発機関による共同提案を行う場合に提出が必要な書類

公募区分	様式	応募様式
港湾技術分野／新規課題	様式港湾-14 様式港湾-15	欠番 共同技術開発体協定書

4. 1. 2 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の技術開発機関による共同で申請の場合、代表機関に加え、すべての技術開発分担機関（以下、「分担機関」という。）について、添付書類を提出して下さい。

- A) 法人の概要、定款、財務諸表 1 部
 - B) 技術開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、技術内容等 1 部
 - C) 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格等）に係る資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写し（申請中の場合は、申請中であることが分かる資料（申請完了が通知されたメール、申請書の写し等））
- ※申請中の者については、資格が取得できた場合、速やかに資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写しを追加で提出してください。

4. 1. 3 提出形態

提案書の提出形態は、電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で提出すること）とします。

4. 1. 4 提案書類の提出期限及び提出先

提案書を電子メールで提出するとともに、電話で担当係まで提出した旨を連絡願います。

- ・提出期限：令和 6 年 1 月 26 日（金） 17:00 必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省港湾局港湾経済課港湾物流戦略室
港湾技術開発制度担当
- ・電話番号：03-5253-8628
- ・E-mail：hqt-port-tech-deve@gxb.mlit.go.jp

4. 2 提案書類の受理

提出された提案書について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、提案書の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の提案書については受理できません。提出された提案書を受理した場合は、その旨を電子メールにて通知します。提案書をはじめ、提出された書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

4. 3 技術開発費の範囲

本制度が負担できる技術開発費の範囲は、技術開発の遂行に必要な経費及び技術開発成果のとりまとめ・発表のために必要な経費とします。

計上可能な費目は、次のとおりです。区分の詳細は、別紙 1 「府省共通経費取扱区分表」を参照ください。

※府省共通経費取扱区分表は、「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」（平成 22 年 7 月 8 日 科学技術担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）における競争的資金のルール等の統一化及び簡素化・合理化に従って定められたものです。

なお、本業務では全ての費目において、1個又は1組の取得価格が5万円以上の物品（ただし、1年以上にわたり反復使用に耐えると認められない物品を除く）の購入については、経費計上できません。

① 物品費

ア) 設備備品費

技術開発の遂行に必要な機器・設備類の購入費（据付費等の関連する営繕工事費を含む。）又は、借上に要する費用及び製造費、改造費（設計費含む。）、修理費等を計上することができます。

ただし、建物の建築・購入等、施設に関する経費は認められません。

イ) 消耗品費

技術開発の遂行に直接要する材料、消耗品（ソフトウェア含む。）の購入費又はこれらの製作費を計上することができます。

一般的には、技術開発者が通常使用する一般事務用品等の消耗品、パソコン、机、椅子等の什器類は、「間接経費」（下記⑤）に含まれることとしますが、本技術開発の目的遂行にあたり必要と認められるものは計上することができます。

② 人件費・謝金

ア) 人件費

技術開発課題提案書に氏名を登録している技術開発者について、人件費を計上することができます。

ただし、大学等、国立試験研究機関、独立行政法人、特殊法人等の常勤の技術者等の人件費は本制度の経費では負担できません。

また、技術開発の実施に当たり、技術開発実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理等を行う技術開発補助者（アルバイト、パート）に対しての経費を計上することができます。

イ) 謝金

技術開発を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た人への謝礼として、謝金を計上することができます。

③ 旅費

- ・技術開発課題提案書に氏名を登録している技術開発者及び技術開発補助者の国内での資料採取、観測・測定等の技術開発に必要な交通費及び滞在費、技術開発成果発表等のための国内外の研究集会への参加に必要な交通費及び滞在費について計上できます。
- ・技術開発遂行に必要なセミナーや講習会での講演のため又は技術指導のために、国内外の技術者等を招聘するための交通費及び滞在費について計上できます。

④ その他

ア) 外注費

- ・ソフトウェアの作成、データの加工・分析、実験補助の外注等定型業務の請負として計上することができます。
- ・分析を外注する場合の経費、電子計算機使用料、データベース検索料等外部に役務を発注するために必要な経費（関連機器の保守・点検・修理等含む。）を計上することができます。
- ・外注による試作品の製作に係る費用（試作請負費の他、試作品用部品費、材料費及び予備部品費等を含む。）を計上することができます。

イ) 印刷製本費

論文掲載費、技術開発成果報告書、技術開発活動に必要な書類を作成するための印刷製本費などの経費を計上することができます。

ウ) 会議費

技術開発を遂行するために必要な会議費、シンポジウム等の会場費などの経費を計上することができます。

エ) 通信運搬費

一般的には「間接経費」(下記⑤)に含まれることとしますが、本技術開発の遂行にあたり特別に必要で、かつ本技術開発に使用することが明確にできる場合には、技術開発機関間の電話、ファクシミリ、インターネットの利用料金等通信に要する経費及び技術開発資機材の運搬や試料の送付等に必要経費を計上することができます。

オ) 光熱水料

一般的には「間接経費」(下記⑤)に含まれることとしますが、技術開発の実施に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置棟の運転等に要した光熱水料を計上することができます。光熱水料の額は、専用メーターが装着されている場合は、その使用料によります。専用メーターが装着されていない場合は、占有面積、使用時間等を勘案して合理的に算出して下さい。この場合、算出根拠を明確にして下さい。

機関内の施設において、本技術開発で専用使用するスペース及び本技術開発に直接使用する技術開発設備・装置について、機関の規定等により使用料が規定されている場合は当該費用を計上することができます。

カ) その他(諸経費)

物品の賃借、学会参加費、特許関連経費等、上記の各項目以外で技術開発の実施に直接必要な経費を計上することができます。

キ) 消費税相当額

人件費、謝金等の消費税に関して非(不)課税取引となる経費を計上することができます。

⑤ 間接経費

技術開発業務を実施する際に間接的に発生する経費として、直接経費総額に30%を上限とした比率を乗じた間接経費を計上することができます。

なお、間接経費を計上又は減率するかどうかは、各機関の判断によることができます。

ただし、間接経費を計上する場合は、技術開発課題採択決定後に間接経費率の根拠となる資料(規程類、直近年度の決算報告書等に基づく説明書)を提出していただきます。

⑥ 再委託費

委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)を計上することができます。ただし、業務の主たる部分(総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を委託することはできません。

4. 4 その他の注意事項

- ア) 当該テーマにおいて、同一の技術開発者が技術開発機関代表者として複数の応募をすることはできません。
- イ) 同一と認められる技術開発課題内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等(競争的資金も含む)を受けている技術開発課題の応募は認めていません。
- ウ) 提出する提案書は日本語で記載してください。
- エ) 提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出側の負担とします。
- オ) 提出された提案書類について、本要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。なお、公募締切後は、原則として提案書の差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても提案書類の記載内容の変更は原則認められません。
- カ) 提案書をはじめ、提出された提案書はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- キ) 採択された技術開発については、その技術開発課題の概要を公表することがあります。
- ク) 委託契約を締結した者は、本技術開発で知り得た共同開発者の技術情報が漏洩しないよう、守秘義務を徹底してください。

ケ) 技術開発費の合算使用については、旅費の場合は、「他事業分の出張と明確に区分出来る場合」、消耗品の場合は「他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分出来る場合」等の要件を付し、合算による使用を可能とします。

5. 公募開始から契約までの流れ

5. 1 契約までの全体スケジュール

令和5年12月25日(月)	公募開始
令和6年1月26日(金)	公募締切
1月～2月中	書面審査結果の通知
2月中	ヒアリング審査
2月～3月中	技術開発課題の採択
契約手続き完了後(4月以降)	技術開発の実施

※スケジュールについては今後変更することがあります。その場合には、別途ご案内します。

5. 2 技術開発課題の選定

5. 2. 1 審査方法

提出された提案書について、参加資格等の要件を満たしているかなどを確認したのち、提案書の内容について審査を行います。審査については書面及びヒアリング審査（WEB 会議形式を想定）を行います。その後、国土交通省における所要の手続きを経て、技術開発課題を採択します。

なお、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

※ 応募総数や提案内容によっては、書面審査の段階で不採択とさせていただく場合があります。

※ ヒアリング審査での説明及び質疑応答は全て日本語で行います。

※ 作成する書類は、専門用語を可能な限り使用せず、専門外の方にもわかりやすい平易な文章で作成してください。

5. 2. 2 審査基準

以下の視点から総合的に審査します。

(1) 技術開発の必要性

技術開発内容が、新たな発想、発見、理論や他分野での既存技術や既存設備の適用における創意工夫などにより、港湾技術として独創性、革新性を有するか、港湾業界に広く展開することが望まれる技術開発及びその技術の普及を進めるなどにより、港湾技術として社会的・経済的意義を有するか、国土交通省で実施することが必要な技術開発であるか（国土交通省の政策課題解決への寄与度 等）、などについて審査します。

(2) 技術開発の効率性

技術開発目標が明確かつ具体的であって、本技術開発の目標を達成するために適正な技術開発計画（開発中のリスク要因と対応策含む）、技術開発手法及び研究の人員・組織体制を有するものであるか、技術開発に必要な経費について効率化が図られているかなどについて審査します。

(3) 技術開発の有効性

技術開発成果が港湾技術の著しい向上につながるか、実用化・事業化の見通しがあるか、などについて審査します。

なお、単に普及可能性がある、実用化・事業化の見通しがあるというだけでなく、普及や実用化・

事業化のために事業者としてどのような取り組みを行うのかという点についても審査の観点とします。

5. 2. 3 不合理な重複・過度の集中の排除

本制度に係る費用の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じます。

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、提案内容の一部を他府省を含む他の関係機関（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 提案書に記載されている他府省を含む他の委託調査及び競争的資金等の応募・受入状況について事実と異なる記載があった場合は、技術開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

5. 3 委託契約について

(1) 委託契約の締結

委員会における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、本技術開発の計画の修正を求める場合があります。提出いただいた提案書類に基づき委託契約を締結します。

また、複数年の継続課題については、技術開発期間は原則3年間以内とし、令和7年度以降も毎年度評価を実施し、その結果継続の可否を判断することから、単年度毎の採択・契約になります。

なお、委託契約については、国土交通省大臣官房会計課と技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者の所属する全ての機関との間で結ぶものとし、委託費の支払いについては、原則各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡しを行った後になります。ただし、経費の性質上、概算を以て支払をしなければ技術開発の進捗に影響を及ぼす場合は、所定の手続きを経て支払が適当と判断された場合に、概算払いが可能です。

(2) 2年目以降の取扱い

2年目以降については、原則として、今回の募集により決定した委託先が実施するものとしますが、契約は毎年度当初に改めて締結するものとします。

ただし、事務局が実施する研究課題の評価の結果や運営委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託事業の不実施等を行うことから、初年度の採択をもって2年目以降の技術開発の実施を確約するものではありません。

5. 4 個人情報等の取扱い等

- (1) 提案書類は、提案者等の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、技術開発課題によっては、他の委託調査や競争的資金制度との重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。
- (2) 審査結果については、申請者に通知します。また、採択課題については、採択課題名、申請者名等を国土交通省のホームページ等で公表することがあります。
- (3) 内閣府において各省庁等の委託調査や競争的資金等の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な技術開発機関情報等を内閣府に提供することがあります。この場合、マクロ分析に必要な情報の提供を求めることがあります。

6. 契約後の責務等

6. 1 受託者としての責務

本制度において委託契約を結んだ主体は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 技術開発の推進及び管理

技術開発推進上のマネジメント、技術開発成果の発表等、技術開発の推進全般について責任を持っていただきます。特に、提案書類の作成や定期的な報告書等の提出等については、申請者の責任の下一括して行うようにしていただきます。

経理事務については、原則として、技術開発機関代表者の所属機関の事務局が経理事務（口座の管理、会計帳簿への記載・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を行います。

(2) 知的財産権の帰属等

技術開発により生じた特許権等の知的財産権は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号。通称、日本版バイ・ドール法。）により、受託者が希望する場合には受託者に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

加えて、受託者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡しようとするときには、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けること、並びに、専用実施権及び独占的な通常実施権を設定した場合は国の直轄工事、直轄調査の入札及び当該特許等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加できないことを契約等において定めた上で行うとともに、国土交通大臣へ報告して頂きます。

なお、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国土交通省が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを許可していただきます。

(3) 残存物件の取扱い

技術開発により生じた残存物件の返還については、成果物引渡し前に、国土交通省と協議の上、国土交通省の指示に従うものとします。

(4) 知的財産権を活用した入札参加について

本制度による本技術開発の成果である特許権等について専用実施権又は独占的な通常実施権を設定した場合は、当該特許権等の使用が想定される国の入札又は当該特許権等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加しないことを条件とします。また、この場合、実施権設定の際に専用実施権者又は独占的な通常実施権者に対しても、上記の入札に参加させないことを契約等において定めることを条件とします。

(5) その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

6. 2 技術開発費の不正使用・不正受給ならびに技術開発上の不正について

6. 2. 1 不正使用及び不正受給への対応

本制度に係る費用の不正使用及び不正受給を行った技術開発機関及びそれに共謀した技術開発機関や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した技術開発機関に対し、以下の措置を講じます。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による本制度に係る費用の他の用途への使用又は本制度に係

る費用の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう)を行った技術開発機関及びそれに共謀した技術開発機関に対し、本制度への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に当該不正使用の概要(不正使用をした技術開発機関名、制度名、所属機関、技術開発課題、予算額、技術開発年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の関係機関は、所管する委託調査(競争的資金含む)への応募を制限する場合があります。

この不正使用を行った技術開発機関及びそれに共謀した技術開発機関に対する応募の期間は、不正の程度により、原則、委託調査費等を返還した年度の翌年度以降1年間から10年間とします。

- (2) 偽りその他不正な手段により本制度に係る費用を受給した技術開発機関及びそれに共謀した技術開発機関に対し、本制度への参加資格への制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に当該不正受給の概要(不正受給をした技術開発機関名、制度名、所属機関、技術開発課題、予算額、技術開発年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の関係機関は、所管する委託調査(競争的資金含む)への応募を制限する場合があります。

この不正受給を行った技術開発機関及びそれに共謀した技術開発機関に対する応募の制限の期間は、原則、委託調査費等を返還した年度の翌年度以降5年間とします。

- (3) 善管注意義務に違反した技術開発機関に対し、本制度への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に当該義務違反の概要(義務違反をした技術開発実施者名、制度名、所属機関、技術開発課題、予算額、技術開発年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の関係機関は、所管する委託調査(競争的資金含む)への応募を制限する場合があります。

この善管注意義務に違反した技術開発機関に対する応募の制限の期間は、原則、委託調査費等を返還した年度の翌年度以降1年間又は2年間とします。

- (4) 被交付者の所属機関は「研究機関における公的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成20年10月21日)(平成27年6月2日改正)(国土交通省)」「(国土交通省の「研究活動の不正行為への対応」のホームページ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000018.html)」に基づき、適正に管理する体制を整備する必要があります。また、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、既定の様式による報告を提出してもらいます。

6. 2. 2 技術開発上の不正行為への対応

本制度による技術開発論文・報告書等において、技術開発上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- (1) 本制度に係る費用について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 不正行為に関与した者については、本制度への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に本技術開発の不正の概要(技術開発機関における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、技術開発課題、予算額、技術開発年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の委託調査(競争的資金含む)への応募についても制限する場合があります。これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度以降2年間から10年間とします。
- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とします。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度以降1年間から3年間とします。

※ なお、6. 2. 2については、上記のほか、「研究活動における不正行為へ対応指針」（平成19年8月30日）（平成27年6月2日改正）（国土交通省）」（国土交通省の「研究活動の不正行為への対応」のホームページ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000018.html をご参照ください。）に基づくものとします。

6. 3 技術開発成果の取扱い

(1) 技術開発成果報告書の作成

①技術開発成果報告書（継続）

当該年度に行った技術開発によって得られた成果について、技術開発成果報告書（継続）を作成し電子ファイルで提出していただきます。

②技術開発成果報告書（最終）

技術開発期間終了後（複数年の継続課題は、技術開発最終年度終了後）、本技術開発期間に行った技術開発によって得られた成果について、技術開発成果報告書（最終）を作成し電子ファイルで提出していただきます。

※国土交通省は提出された技術開発成果報告書（継続）及び技術開発成果報告書（最終）を自由に公開できるものとします。

※電子ファイルは、Microsoft Word で編集可能なファイルとしてください。

※図表等を保存できない場合はご相談ください。

(2) 技術開発成果の発表

得られた技術開発成果については、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に技術開発成果の公開・普及に努めていただきます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による技術開発成果の発表に際しては、本制度において達成した成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。

(3) 技術開発課題の各年度評価

毎年度、委員会にて各年度評価を実施します。評価結果に応じ、本技術開発の計画の見直し又は技術開発の中止、技術開発実施体制の見直し、配分する技術開発費の見直しをします。技術開発機関は委員会による資料を作成して頂き、書面での確認に加え、必要に応じて、委員会におけるヒアリング審査に出席して頂きます。

(4) 技術開発の終了時評価

技術開発期間終了後に委員会にて技術開発成果等の事後評価を行います。技術開発機関は委員会にかかる資料を作成して頂き、書面での確認に加え、必要に応じて、委員会におけるヒアリングに出席して頂きます。

なお、評価結果につきましては国土交通省ホームページにおいて個別技術開発課題評価書等として公表いたします。

(5) 技術開発成果の終了後調査

契約期間終了から社会実装まで、もしくは最長5年間、技術開発成果の応用化、実用化状況等のフォローアップ調査に協力して頂きます。

7. 法令等に基づく手続きについて

本技術開発を遂行するにあたり、相手方の同意・協力を必要とする技術開発、守秘義務及び個人情報

報の取扱の配慮を必要とする技術開発、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする技術開発、安全保障貿易管理に係る取組みを必要とする技術開発など、法令等に基づく手続きが必要とする技術開発など、法令等に基づく手続きが必要な技術開発が含まれている場合には、必ず技術開発開始前に適切な対応を行って下さい。

また、技術開発にかかわる分担機関についても、同様に適切な対応を行うように周知徹底をして下さい。

【問い合わせ先】

問い合わせ先	国土交通省港湾局港湾経済課港湾物流戦略室 港湾技術開発制度担当
住所	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階
TEL	03-5253-8628
E-Mail	hqt-port-tech-deve@gxb.mlit.go.jp
受付時間等	月曜日～金曜日（祝日を除く。）9:30～12:00、13:00～18:15